# 令　和　６　年　度　事　業　計　画

１　活動方針

当暴力追放運動推進センター（以下「当センター」という。）は、暴力団員等による不当な要求に対する被害防止相談、各種事業所に対する不当要求防止責任者講習会、暴力追放県民大会を開催する等、「暴力団が存在しない明るく住みよい鹿児島」の実現を目指して各種活動を積極的に推進している。また、県下各警察署管内に企業等防衛対策協議会が結成され、各企業においては、あらゆる契約書や約款等に暴力団排除条項を導入して反社会的勢力との一切の取引を遮断する方針を打ち出すなど、個々の企業自体や行政機関においてコンプライアンスが重視され、廉潔性･透明性が求められる中で、当センターの更なる指導力が要求されるところである。

全国の暴力団情勢については、平成27年8月に分裂した日本最大の暴力団組織六代目山口組は、六代目山口組、神戸山口組、絆會、池田組が、指定暴力団として共存する中、特に六代目山口組と神戸山口組、また、六代目山口組と池田組との間では、対立抗争の状態にあり、刃物や銃器を使用した死傷事件が相次いで発生するなど、平穏な市民生活を脅かす深刻な事件が頻発している状況にあり、本県においても、六代目山口組や神戸山口組の傘下組織や組員が存在していることから予断を許さない状況にある。

一方、県内を拠点とする四代目小桜一家については、勢力は減少傾向にあるものの、未だ一定の勢力を保持して不法行為を繰り返しており、依然として県民に大きな不安と脅威を与えているところである。また、暴力団と親交のある「えせ右翼・えせ同和」団体による民事介入暴力事案及び不当要求行為等についても減少しているものの、依然として県民生活の脅威となっている。

今後も、県民を守り、「暴力団が存在しない明るく住みよい鹿児島」の実現を目指し、各企業の責任者を対象とした「不当要求防止責任者講習会」の更なる充実を図るとともに、相談事業においては、行政、県警察等関係機関･団体、県弁護士会等と連携を強化して迅速・的確に対応し、県民総ぐるみの暴力団追放運動を展開していくこととする。

そこで、令和６年度の活動方針を

⑴　暴力団追放意識の普及・高揚
⑵　暴力団排除活動に対する強力な支援
⑶　暴力相談に対する適切な対応
⑷　少年に対する暴力団の影響排除活動の推進
⑸　行政対象暴力に対する指導の強化
⑹　不当要求防止責任者講習会及び企業単位での講習会の実施
⑺　暴力団員の組織からの離脱に対する支援活動の推進
⑻　暴力団事務所の使用差止請求

と定め、県警察指導のもと関係機関・団体と緊密な連携をとり、次の事業を積極的に推進する。

2　事業活動

⑴　暴力団追放意識の普及・高揚

ア　広報・宣伝活動の推進

暴力団追放意識の普及・高揚のため、報道機関・各地方自治体・関係機関団体等に暴力団排除資料の積極的な情報提供を行うとともに、当センター発行の「暴追かごしま」、「暴追情報」その他各種広報媒体により「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」「暴力団を利用しない」「暴力団と交際しない」の「暴力団追放三ない運動＋１（プラスワン）」を推進し、暴力団追放意識の普及・高揚に努める。

イ　暴力追放県民大会の開催

県民多数の参加のもと、暴力追放県民大会を県警察と共同開催し、県民各層への幅広い暴力団追放意識の高揚と浸透を図る。

ウ　暴力団対策研修会への積極的な出席

各地域・職域等に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）に規定する「不当要求防止責任者講習会」に準ずる「暴力団対策研修会」の開催を促し、これに積極的に参画し、暴力団情勢及び暴力団対応等の講話を行い、暴力団追放意識の拡大・浸透を図る。

エ　暴力団追放活動功労者に対する表彰

暴力追放運動を積極的に推進し、多大な功労があると認められる個人・団体に対する表彰を行う。

⑵　暴力団排除活動に対する強力な支援

暴力団排除組織の積極的な活動を促すために、次の援助を行う。

ア　各地域・職域の暴排組織に対する積極的な情報（資料）の提供支援

イ　暴力団組事務所等の立ち退き・建設阻止等の暴力団追放運動の支援

ウ　各地域・職域・団体等による暴力追放大会等に対する支援

エ　地方への暴力団進出に対し、迅速・的確な住民への暴力団排除支援活動

オ　企業等自主暴力団排除組織による暴力団対策研修会への支援

カ　各種行政機関の職員を対象にした研修会等への支援

キ　暴力団犯罪の被害者支援

⑶　暴力相談に対する適切な対応

ア　暴力追放相談委員による相談

当センターにおいて面接・電話・メール等による相談に応じるとともに、事案によっては、県警察及び県弁護士会の協力を得た適時・適切な指導を行う。

イ　民事介入暴力相談に対する支援の強化

相談者を安心させるためには、面接して相談に応ずることが重要であることから、要望に応じて暴力追放相談委員が直接相談者宅等を訪問して適切な対応に努めるほか、地方での不当要求防止責任者講習会の機会を利用しての相談活動を積極的に行うこととする。

⑷　少年に対する暴力団の影響排除活動の推進

ア　少年に対する影響排除事業

少年に対する暴力団の影響排除のため、警察及び防犯団体等と緊密な連携をとり、暴力団予備軍等の実態把握に努め、必要な措置をとる。

イ　研修活動

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する少年指導委員に対し、暴力団の実態及びその対応策について研修を行う。

⑸　行政対象暴力に対する指導の強化

暴力団が公共工事の利権獲得のため、自治体職員等の行政機関を対象にした不当要求事案や組員による生活保護の不正受給、求職者向けの職業訓練支援金詐欺等が発生していることから、各種行政機関を対象とした講習会の開催等の指導を強化する。

⑹　不当要求防止責任者講習会及び企業単位での講習会の実施

暴力団対策法に基づく不当要求防止責任者講習については、全国暴力追放相談委員・責任者講習担当者研修会に出席してスキルアップを図るとともに、講習会講師・警察本部担当者と連携して講習内容の情報交換及び研修会を実施し、事業所における不当要求行為の被害防止対応策等の向上を図る。

⑺　暴力団員の組織からの離脱に対する支援活動の推進

暴力団員等の組織離脱・就労支援を積極的に推進するために次の活動を行う。

ア　組織離脱・就労等の相談については誠実かつ迅速に対応

イ　矯正教育・保護更生機関との連携の強化

ウ　雇用協賛企業の拡充

エ　警察等関係機関・団体への適時・適切な援助要求

オ　暴力団離脱者の広域的な就労支援

カ　暴力団離脱者の口座開設支援

キ　アフターケアの実施

⑻　暴力団事務所の使用差止請求

適格暴力追放運動推進センターとして、付近住民からの委託により当センターが暴

力団事務所使用差止請求の訴訟代理人となる。

⑼　その他

暴力追放推進委員制度の効果的な運用

暴力追放推進委員の活動促進のため、暴力団員の活動状況の情報交換や暴力追放運動推進のあり方等について研修会を行い、活動の促進を図る。